

日本馬術連盟競技会規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>全日本馬場馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第 11 版</p> <p>(報告書)</p> <p>第 17 条 主催者は、公認競技会終了後 1 週間以内にプログラムを添付して、実施した全ての認定種目の成績表（書面）および自由演技に使用した CD の録音利用明細書（書面）を書面で本連盟事務局に提出するものとする。</p> <p>2 審判長は、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式（様式 B – 馬場）により公認競技会の実施状況報告書を本連盟事務局に提出するものとする。</p> <p>3 臨場した獣医師は、別に定める様式により獣医事報告書を主催者に提出し、主催者はそれを公認競技会終了後 1 週間以内に当連盟事務局に提出するものとする。</p> <p>(全日本馬場馬術大会)</p> <p>第 19 条 全日本馬場馬術大会への出場権については以下のとおりとする。</p> <p>① 原則として事前に指定した期間に開催された公認競技会において実施された認定種目で獲得したランキングポイントにより、全日本馬場馬術大会への出場権を付与する。なお、出場権の付与については馬場馬術本部が決定し、実施要項に定める。</p> <p>② 公認競技会の自由演技に出場する場合は、競技会ごとに、音楽（CD）の録音利用明細書を、競技会の申込時に参加申込書と一緒に主催者に提出する。オリジナル曲の場合も必ず提出する。</p> <p>③ 全日本における自由演技を含む競技に出場権を得た場合においても、音楽（CD）の録音利用明細書を、大会の申込時に参加申込書と一緒に主催者に提出する。提出していない選手の出場は原則として認められない。</p>	<p>全日本馬場馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第 10 版</p> <p>(報告書)</p> <p>第 17 条 主催者は、公認競技会終了後 1 週間以内にプログラムを添付して実施した全ての認定種目の成績を書面で本連盟事務局に提出するものとする。</p> <p>2 審判長は、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式（様式 B – 馬場）により公認競技会の実施状況報告書を本連盟事務局に提出するものとする。</p> <p>3 臨場した獣医師は、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式により獣医事報告書を本連盟事務局に提出するものとする。</p> <p>(全日本馬場馬術大会)</p> <p>第 19 条 原則として事前に指定した期間に開催された公認競技会において実施された認定種目で獲得したランキングポイントにより、全日本馬場馬術大会への出場権を付与する。なお、出場権の付与については馬場馬術本部が決定し、実施要項に定める。</p>

改 正 案	現 行
<p>(ポイント集計)</p> <p>第 20 条 ポイントの集計は以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ポイントは、認定種目のクラス毎に選手、馬匹および人馬のそれぞれに対して付与し集計する。 ② 担当した審判員全員の最終得点率(%)をポイント集計の対象とする。なお、小数点以下第4位を切り捨てとする。 ③ ランキングポイントの計算方法は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> a. 自由演技を含むクラス：指定期間中に規定演技で得た上位3成績と、自由演技で得た最上位1成績を合計し、4で除したもの をランキング上のポイントとする。なお、対象となる成績が4に満たない場合でも、獲得した成績を4で除したものをランキン グ上のポイントとする。 b. 自由演技を含まないクラス：指定期間中に得た上位3成績を合計し、3で除したものをランキング上のポイントとする。なお、対象となる成績が3に満たない場合でも、獲得した成績を3で除したものをランキン グ上のポイントとする。 ④ ポイントの対象認定種目への出場回数の制限は問わない。 ⑤ 主催者から提出された成績表が唯一の公式記録としてランキン グポイントに反映される。 ⑥ <u>公認競技会の自由演技に使用した音楽（CD）の録音利用明細書</u> が提出されていないことが確認された場合は、その時点でその成績は抹消する。 	<p>(ポイント集計)</p> <p>第 20 条 ポイントの集計は以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ポイントは、認定種目のクラス毎に選手、馬匹および人馬のそれぞれに対して付与し集計する。 ② 担当した審判員全員の最終得点率(%)をポイント集計の対象とする。なお、小数点以下第4位を切り捨てとする。 ③ ランキングポイントの計算方法は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> a. 自由演技を含むクラス：指定期間中に規定演技で得た上位3成績と、自由演技で得た最上位1成績を合計し、4で除したもの をランキング上のポイントとする。なお、対象となる成績が4に満たない場合でも、獲得した成績を4で除したものをランキン グ上のポイントとする。 b. 自由演技を含まないクラス：指定期間中に得た上位3成績を合計し、3で除したものをランキング上のポイントとする。なお、対象となる成績が3に満たない場合でも、獲得した成績を3で除したものをランキン グ上のポイントとする。 ④ ポイントの対象認定種目への出場回数の制限は問わない。 ⑤ 主催者から提出された成績表が唯一の公式記録としてランキン グポイントに反映される。